

遺言のすすめ(2) 袋井公証役場 公証人 名取 治二

3. 遺言の種類

遺言は、法律で定められた方式に従って作成されなければなりません。その方式について、法律では普通方式による遺言として3種類、特別方式による遺言として4種類を定めています。

普通方式により遺言は、遺言をしようとする人が平穏な日常生活を営んでいる普通の状態のもとにあるときに作成する遺言で、①公正証書遺言、②自筆証書遺言、③秘密証書遺言があります。一方、特別方式の遺言は、疾病などにより死亡の危急に迫った者の遺言、船舶中にある者の遺言及び遭難船中で死亡の危急に迫った者の遺言、伝染病で隔離された者の遺言があります。今回は、普通方式の遺言について、その長所、短所を表にしてみました。

なお、遺言は、一定の方式に従わないと、遺言として法的な効力を生じませんので、例えば、「妻に全財産を相続させる。」など比較的簡単な内容であれば、自筆証書遺言も選択の一つかもしれませんが、自分の死後、自分の意思が正しく反映されるようにするためには、法律の専門家である公証人が作成する公正証書遺言をお勧めします。

4. 遺言を書くときの留意点

(1) どのように老後を生きていくかによって、遺言の内容が変わる

将来、認知症や身体が不自由になったとき、親族を頼るべきか、身近な友人を頼るべきかなど誰を頼るかを決めると、遺言の内容もおのずと決まってきます。

(2) 元気でしっかりしている間に準備をする

遺言者が遺言をするには、遺言をする時に遺言するのに必要な意思能力があることが必要です。精神上の障害で物事を判断することができないということは、意思能力がないということですから、後見人がつくると、このような意思能力がないと考えられますので、このような状況でした遺言は無効となります。

(3) トラブルを生じさせない遺言にする

①誰がみても判断能力があると思われる時期に作る

遺言作成時に認知症を発症していたなど、自分の死後に遺言作成能力を疑われるような状況であると思わぬ争いに発展する可能性があります。このようなトラブルを未然に防止するためには、誰がみても判断能力があると思われる時期に作る必要があります。

②遺留分を考慮する

遺言者が持つ法律的な力は強大です。自分の思いのままに相続財産を配分(分割)したり、法定相続分にも優先します。相続人以外の人に全財産を与える(遺贈)こともできます。しかし、それを無制限に認めてしまつては、残された遺族が路頭に迷う事態や、骨肉の争いの原因にもなります。そこで、法律は相続人に遺産の一定

割合の取得を保証する制度を設けました。それが「遺留分」という制度です。遺留分を考慮しておく必要があります。

③付言の活用

不公平感を残さないようにすることが必要ですが、相続人間で相続分に差が生じるような場合は、その理由を「付言」として残したり、常日頃から、自分の考えを子供や親族に話しておくことも有効な手立てです。

(4) 遺言はすべての遺産を対象とする

不動産のみ、預貯金のみといった財産の一部を対象に遺言をすることはできますが、遺言の対象からはずれた財産については、改めて相続人全員による遺産分割協議をしなければなりません。争続の元となった後、相続手続きに労力と時間を費やすことになりかねません。

(5) 遺言執行者を指定しておく

遺言者の死亡後、遺言の内容を実現するためには、たとえば、遺贈による所有権移転登記、預貯金の払戻しなどのように何らかの執行行為が必要になります。このような遺言の内容を実現することを任務とする人を遺言執行者といいます。遺言執行者がいないと、遺言の実現が難しい場合があります。

遺言執行者の指定がない場合、後から家庭裁判所での選任も可能ですが、遺言で遺言執行者を指定しておくことが大切です。

(6) 遺贈を受けるかどうかを事前に確認しておく

推定相続人でない人に財産をあげる(遺贈)場合、金銭は、通常問題ありませんが、不動産は固定資産税などの維持費がかかったり、建物の取壊し費用がかかったりして辞退されることもあります。そのような場合に備えて、遺贈を受けるかどうかを事前に確認しておいたり、別の人に遺贈する予備的な遺言も可能です。

5. 終わりに

現行の遺産相続制度は、遺言に基づき円滑に執行されることを基本原則としています。ややもすると遺言が例外的に扱われ、遺言がうまく活用されていないのではないかと感じています。戦後、人々の暮らしは豊かになり、資産の蓄積も行われ、相続を巡る争いが増えていくように思われますので、遺言の必要性はますます高まっていくことでしょう。

遺言は、遺言を書く人の最後のメッセージです。健康なうちに遺言書を作成して自分のメッセージをしっかりと伝え、死後に無用の相続争いをおきないようにしたいものです。今回のセミナーがその一助となるならば幸いです。



【執筆者】袋井公証役場 公証人 名取 治二

袋井市新屋1-2-1

TEL : 0538-42-8412

	公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
概要	公証役場で、証人(2人)の立会の下で遺言者の口述に基づき、公証人が遺言書を作成し、遺言者・証人・公証人が署名・押印。	遺言者の全文、作成日付及び氏名を自書し、遺言者が押印。 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認。	遺言者が署名押印した遺言書を入れた封筒を封印し、証人・公証人が署名・押印。 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認。
長所	内容が明確・安全・確実に無効になることはない。 遺言書原本は公証役場で保管するため、遺言書の偽造・紛失の心配なし。 家庭裁判所の検認手続不要。	いつでもどこでも作成可。 誰にも知られずに作成可。 (秘密保持が可) 作成費用は不要。	誰にも知られずに作成可。 (秘密保持が可)
短所	証人2名が必要。 公証人手数料が必要。	形式不備や不明確な内容のため無効になったり、遺言内容を巡るトラブルのおそれ。 遺言書の偽造・隠匿・廃棄のおそれ。	形式不備や不明確な内容のため無効になったり、遺言内容を巡るトラブルのおそれ。 遺言書の偽造・隠匿・廃棄のおそれ。 証人2名、公証人手数料が必要。